

欧州共同体商標意匠庁、クロアチアのEU加盟に伴う共同体商標・意匠の取扱いを公表

2013年7月1日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州共同体商標意匠庁（OHIM）は、6月28日、7月1日のクロアチアのEU加盟に伴う共同体商標・意匠の取扱いを公表した。登録済又は出願中の共同体商標及び共同体意匠は、7月1日からクロアチアにおいて自動的にその効果が発生するため、権利保有者や出願人は追加の手續や料金支払を行う必要はない。

OHIM の公表によれば、共同体商標・意匠の取扱いは以下の通りで、いずれも、2007年1月1日のブルガリアとルーマニアのEU加盟の際と同様である。

（共同体商標について）

- ・ 7月1日より前に登録または出願された共同体商標は、クロアチアの加盟によって生じた絶対的拒絶理由によっては、拒絶または無効とされない。例えば、クロアチア語において識別力のない商標であっても、拒絶または無効の理由とならない。
- ・ 2013年1月1日から同年6月30日までになされた共同体商標出願に対しては、例外的に、クロアチアにおいて取得された先行権利に基づいて、異議を申し立てることができる。
- ・ 先行権利がクロアチアにおいて7月1日より前に登録、出願又は取得されており、且つ先行権利が善意に取得されている場合には、先行権利者は、クロアチアでの共同体商標の使用を禁止することができる。
- ・ 7月1日より前に登録または出願された共同体商標は、クロアチア語に翻訳されない。一方、7月1日以降に出願された共同体商標は、クロアチア語に翻訳される。

（共同体意匠について）

- ・ 7月1日より前に登録または出願された共同体意匠は、クロアチアの加盟を理由として、拒絶または無効とされることはない。
- ・ 先行権利がクロアチアにおいて7月1日より前に登録、出願又は取得されており、且つ先行権利が善意に取得されている場合には、先行権利者は、クロアチアでの共同体意匠の使用を禁止することができる。
- ・ 7月1日より前に登録または出願された共同体意匠は、クロアチア語に翻訳されない。一方、7月1日以降に出願された共同体意匠は、クロアチア語に翻訳される。

－ OHIM の公表は、以下参照 －

[Enlargement 2013: Welcome Croatia!](#)

－ ブルガリアとルーマニアの EU 加盟の際の共同体商標・意匠の取扱いについては、以下
参照 －

[欧州知的財産ニュース 2006 年 7 月号 \(Vol.14\) \(PDF\)](#)

(以上)